

## 新たな関係機関の参加

---

「流域治水プロジェクト」に取り組むにあたり、流域全体を俯瞰し、さらに加速化させるためにも、あらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む必要があります。

この度、オブザーバーとして参画いただくことになりました。

□ オブザーバー参加

機関名	オブザーバー	備考
近畿農政局	淀川水系土地改良調査管理事務所長	
近畿中国森林管理局	滋賀森林管理署長	
近畿地方環境事務所	環境対策課長	
気象庁	彦根地方気象台長	
近畿地方整備局	滋賀国道事務所長	
滋賀県	防災危機管理監	
	農政水産部長	

淀川流域治水協議会 規約(関連条項を抜粋)

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表－1の職にあるものをもって構成する。

2 協議会には、「琵琶湖(滋賀県域)」「淀川(京都府域)」「木津川上流」「淀川(大阪府域)」「猪名川」の5つの分会を置き、別表－2の職にあるものをもって構成する。

3 協議会に各構成員が出席できない場合には、代理が出席できる。

4 協議会には、必要に応じて構成員を追加することができる。

今回から、新たな関係機関も加わり、「淀川水系流域治水プロジェクト」の策定に向けた議論を進めていきます。

別表-2

琵琶湖(滋賀県域)分会

機関名	構成員	備考
近畿地方整備局	琵琶湖河川事務所長	分会長
	大戸川ダム工事事務所長	
滋賀県	土木交通部長	
	琵琶湖環境部長	
大津市	大津市長	
彦根市	彦根市長	
長浜市	長浜市長	
近江八幡市	近江八幡市長	
草津市	草津市長	
守山市	守山市長	
栗東市	栗東市長	
甲賀市	甲賀市長	
野洲市	野洲市長	
湖南市	湖南市長	
高島市	高島市長	
東近江市	東近江市長	
米原市	米原市長	
日野町	日野町長	
竜王町	竜王町長	
愛荘町	愛荘町長	
豊郷町	豊郷町長	
甲良町	甲良町長	
多賀町	多賀町長	
水資源機構関西・吉野川支社	琵琶湖開発総合管理所長	

オブザーバー参加

機関名	オブザーバー	備考
近畿農政局	淀川水系土地改良調査管理事務所長	
近畿中国森林管理局	滋賀森林管理署長	
近畿地方環境事務所	環境対策課長	
気象庁	彦根地方气象台長	
近畿地方整備局	滋賀国道事務所長	
滋賀県	防災危機管理監	
	農政水産部長	

# 第1回流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議

## 議事次第

令和2年10月28日（水）  
16:00～17:00  
中央合同庁舎2号館共用会議室2

### 1 開会

### 2 議事

- (1) 流域治水について
- (2) 国土交通省の取組状況について
- (3) 各省庁の取組状況について
- (4) その他

### 3 閉会

流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議 出席者

- 廣瀬 昌由 国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長  
矢崎 剛吉 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官  
田辺 有紀 金融庁監督局総務課監督調査室長  
望月 明雄 総務省大臣官房企画課長  
(※上田 紘嗣 大臣官房企画課 課長補佐 代理出席)  
齋藤 秀生 消防庁総務課長  
(※石川 真也 消防庁総務課 課長補佐 代理出席)  
湯下 敦史 財務省理財局総務課長  
野口 健 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官  
鷹合 一真 厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長  
豊 輝久 農林水産省農村振興局整備部水資源課長  
佐伯 知広 林野庁森林整備部治山課長  
中奥 龍也 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長  
松田 達哉 経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域産業基盤整備課工業用水道計画官  
森本 将史 資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力供給室長  
下出 政樹 中小企業庁事業環境部経営安定対策室長  
千葉 剛輝 気象庁大気海洋部業務課長  
関谷 毅史 環境省地球環境局総務課長  
●中込 淳 内閣官房国土強靱化推進室参事官  
●阿部 敦壽 財務省主計局国土交通・公共事業総括第一係

(○：議長)

(●：オブザーバー)

(敬称略)

## 資料 1

### 流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議の開催について（案）

- 1 水害の激甚化等を踏まえ、「流域治水」の推進に向けて、関係行政機関相互の緊密な連携・協力の下、総合的な検討を行うため、流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長 国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長

構成員 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官

金融庁監督局総務課監督調査室長

総務省大臣官房企画課長

消防庁総務課長

財務省理財局総務課長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官

厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長

農林水産省農村振興局整備部水資源課長

林野庁森林整備部治山課長

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長

経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域産業基盤整備課工業用水道計画官

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力供給室長

中小企業庁事業環境部経営安定対策室長

気象庁大気海洋部業務課長

環境省地球環境局総務課長

- 3 会議の庶務は、国土交通省水管理・国土保全局において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
- 5 会議の内容は、原則として公開とする。

# 流域治水における施策の充実に向けた関係省庁との連携状況

- 河川管理者等が主体となって行う治水事業等これまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組むことが重要。
- このため、流域で行う治水対策の充実に向けて、利水ダム等の既設ダムによる「事前放流」の抜本的な拡大【農林水産省・経済産業省(資源エネルギー庁)・厚生労働省と連携】、森林保全等の治山対策と砂防事業の連携【林野庁との連携】を行い、流域治水を推進していく。

### 「事前放流」の抜本的な拡大 【農林水産省・経済産業省(資源エネルギー庁)・厚生労働省と連携】

【治水協定の締結、事前放流の運用開始】

- 発電、農業、水道など水利用を目的とする利水ダムを含めた全てのダムが対象。
- ダムに洪水を貯める機能を強化するための基本方針を策定(令和元年12月)

国土交通省(水管理・国土保全局、気象庁) と 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 の連携による既存ダムの洪水調節機能強化。

- 治水協定の締結  
ダムのある1級水系(99水系)  
ダムのある2級水系のうち(86水系)
- 令和2年の出水期から事前放流を実施

治水等(多目的)ダムにおける事前放流と利水ダムにおける事前放流の仕組み。

### 水田や農業用ため池の活用 【農林水産省と連携】

【国交省・農水省それぞれから関係市町村へ以下を通知】※令和2年10月1日に通知

- 地方農政局の協議会への参画
- 活用先事例とその支援策の情報提供
- 「流域治水プロジェクト」の取組の推進
- 水田や農業用ため池の治水効果の評価の実施、更なる運用の改善

国土交通省(本省) と 農水省 との連携による課題等を共有し、助言等を実施。【各水系流域治水協議会】、地方整備局、地方農政局、関係都道府県、関係市町村。

- 田んぼダムに取り組む水田

雨水貯留量UP、専用の堰板。

### 森林保全等の治山対策との連携 【林野庁と連携】

【砂防部と林野庁関係課による連携調整会議の実施(9/24)】

- 双方で今後の取組について情報提供し認識を共有
- これまで調整会議などで図ってきた連携を、今後さらに強化することを確認
- 具体箇所や新たな連携方策について意見交換

連携イメージ

【治山】上流域の荒廃森林を整備し、流木の発生源対策を実施

【砂防】下流域(保全対象直上)に砂防堰堤などを整備し、土砂や流木の流出による直接的な被害を防止

7

# 流域治水における施策の充実に向けた関係省庁との連携状況

- 治水対策に加えて、人的被害ゼロを目指した実行性のある避難体制の構築【厚生労働省と連携】、氾濫をできるだけ防ぐための河道内樹木伐採コスト縮減に向けたバイオマス発電の利活用【環境省と連携】、土地利用・住まい方の工夫などまちづくりと治水事業の連携促進【関係市町村と連携】を行い、流域治水を推進していく。

### 高齢者福祉施設の避難確保 【厚生労働省と連携】

【厚生労働省と検討会の開催(10/7)】

令和2年7月の豪雨災害において、熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」が被災し、死者14名の被害が発生したため、有識者による検討会を設置し、避難の実効性を高める方策を検討

国土交通省 と 厚生労働省 の連携。

- 避難確保計画の内容の適切性について
- 施設の体制や設備について
- 施設職員の人材育成について
- 関係者との連携について

特別養護老人ホーム「千寿園」、第1回検討会(10/7)

### 河道内樹木のバイオマス発電への利活用【環境省と連携】

【実現性・有効性の検証開始】

河道内の樹木の繁茂により、洪水の疎通能力が低下する恐れがあり、樹木を定期的に伐採する必要がある。伐採コストを縮減するため、伐採樹木をバイオマス資源として発電事業への利活用を検討

国土交通省 と 環境省 の連携による伐採コスト縮減 × 再エネ拡大。

伐採樹木 → バイオマス発電 → 発電、熱供給

河道内樹木を伐採し洪水の疎通能力を向上

### 土地利用・住まい方の工夫 【市町村まちづくり部局と連携】

○ モデル都市(30都市)において水災害対策を踏まえた防災まちづくりのケーススタディを9月から実施中。

○ 得られた知見等を他都市へ横展開するとともに、実施内容を流域治水プロジェクトへ反映するよう市町村へ依頼

都市局(水国局、住宅局) と 関係市町村(土木・防災部局、まちづくり・建築部局) の連携による課題等を共有し、助言等を実施。

居住等を誘導すべき区域等、都市機能の誘導、ハザード対策

災害リスク(高、中、低)

8